

第2章

少子化対策の取組

第1節 これまでの少子化対策

「1.57ショック」から「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」まで

エンゼルプランと新エンゼルプラン

我が国では、1990(平成2)年の「1.57ショック」¹を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

最初の具体的な計画が、1994(平成6)年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)であり、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画であった。

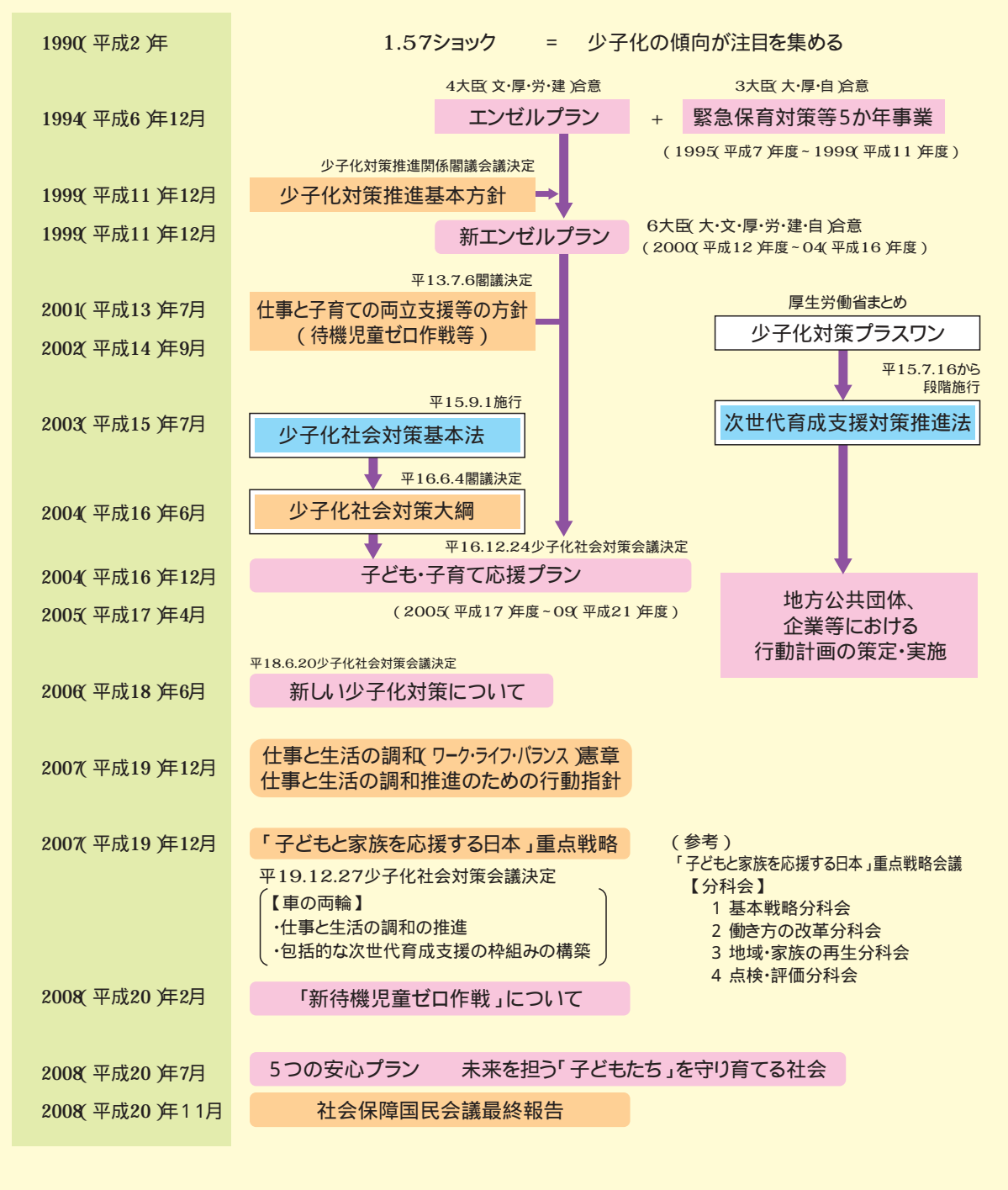
エンゼルプランを実施するため、保育所の量的拡大や低年齢児(0~2歳児)保育、延長保育等の多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」が策定され、1999(平成11)年度を目標年次として、整備が進められることとなった。

その後、1999年12月、少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策推進基本方針」が決定され、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン。大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意)が策定され

た。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、2000(平成12)年度を初年度として2004(平成16)年度までの計画であった。最終年度に達成すべき目標値の項目には、これまでの保育サービス関係だけでなく、雇用、母子保健・相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となった。

1 1990年の1.57ショックとは、前年(1989(平成元)年)の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966(昭和41)年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

第1-2-1 図 少子化対策の経緯



第2章

次世代育成支援対策推進法

2002（平成14）年9月に厚生労働省においてまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取組が、仕事と子育ての両立支援の観点から、特に保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭の視点から見た場合、より全体として均衡のとれた取組を着実に進めていくことが必要であり、さらに、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における次世代支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、社会全体が一体となって総合的な取組を進めることとされた。家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、2003（平成15）年7月、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。同法は、地方自治体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものであった²。

一般事業主の行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出については、301人以上の労働者を雇用する事業主は義務づけ、300人以下は努力義務とされている³。地方自治体及び事業主の行動計画策定に関する規定は、2005（平成17）年4月から施行されている。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が行動計画に定めた目標を達成し

たことなどの一定の基準を満たした場合に認定され、認定マーク「くるみん（108ページ参照）」を使用することができる仕組みが2007（平成19）年4月から開始された。

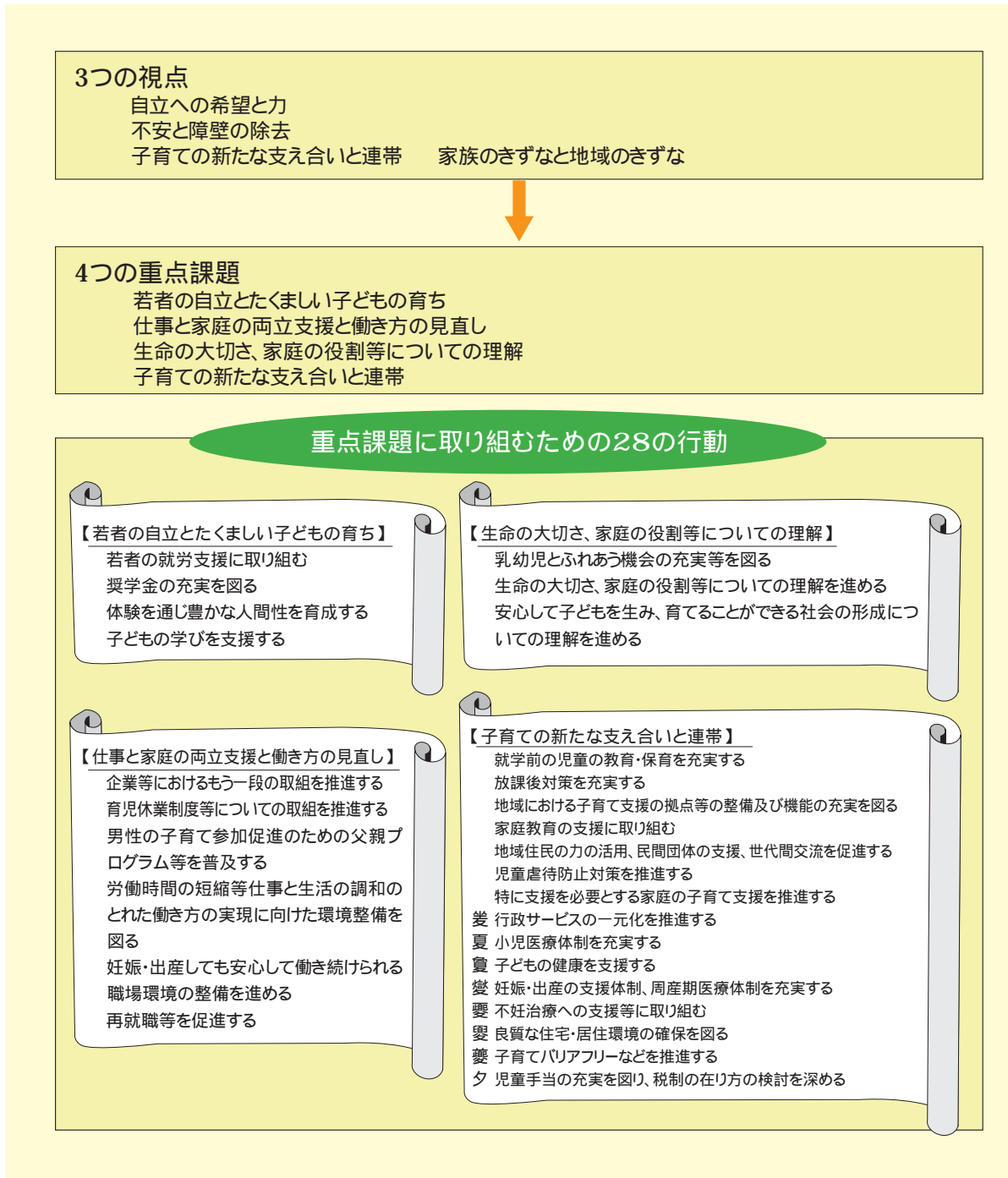
少子化社会対策基本法と少子化社会対策大綱

2003年7月、議員立法により、「少子化社会対策基本法」が制定され、同年9月から施行された。そして、この法律に基づき、内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。また、同法は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の策定を政府に義務づけており、それを受けて、2004年6月、「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。

大綱では、少子化の急速な進行は社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものと真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることでできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしている。そして、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるよう社会全体で応援するとの基本的考えに立って、少子化の流れを変えるための施策を国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけ、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示している。

-
- 2 具体的には、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標及び実施しようとする対策の内容及びその実施時期等を定めた行動計画を策定することとされている。
 - 3 一般事業主の行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出については、平成23年4月1日から、101人以上の労働者を雇用する事業主は義務づけ、100人以下は努力義務となる。

第1-2-2図 少子化社会対策大綱の3つの視点と4つの重点課題



第2章

子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、2004年12月、少子化社会対策会議において、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」(子ども・子育て応援プラン)が決定され、

2005年度から実施されている。

子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、国が、地方自治体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005年度から2009(平成21)年度までの5年間に

講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、施策の項目数は約130に及ぶ総合的な計画である。また、子ども・子育て応援プランでは、サービスの受け手である国民の目線も取り入れることによって、国民の側からみて、「子どもが健康に育つ社会」、「子どもを生み育てることに喜びを感じることのできる社会」への転

換がどのように進んでいるかわかるよう、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示している。

子ども・子育て応援プランに盛り込まれた目標値については、策定当時、全国の市町村が策定作業中の次世代育成支援に関する行動計画における子育て支援サービスの集計値を

第1-2-3図 「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】【2009年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】 【目指すべき社会の姿(概ね10年後を展望)(例)】

<p>若者の自立と たくましい子 どもの育ち</p>	<p>若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を2006年度までに達成) 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力) 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)</p>	<p>若者が意欲を持って就業し経済的にも自立(フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す) 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる</p>
<p>仕事と家庭の 両立支援と働 き方の見直し</p>	<p>企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業) 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)</p>	<p>希望する者すべてが安心して育児休業等を取得 [育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%] 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる [育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに] 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正</p>
<p>生命の大切 さ、家庭の役 割等について の理解</p>	<p>保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進) 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進</p>	<p>多くの若者が子育てに肯定的な「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」イメージを持てる</p>
<p>子育ての新た な支え合いと 連帯</p>	<p>地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施) 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大) 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村) 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー) 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)</p>	<p>全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある) 全国どこでも保育サービスが利用できる(待機児童が50人以上いる市町村をなくす) 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す] 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる 妊産婦や乳幼児連れの人々が安心して外出できる(不安なく外出できると感じる人の割合の増加)</p>

基礎において設定されている。全国の市町村計画とリンクしたものにすることにより、子ども・子育て応援プランの推進が、全国の市町村行動計画の推進を支援することにもなる。

新しい少子化対策

2005年、我が国は1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」（以下「新しい少子化対策」という。）が決定された。

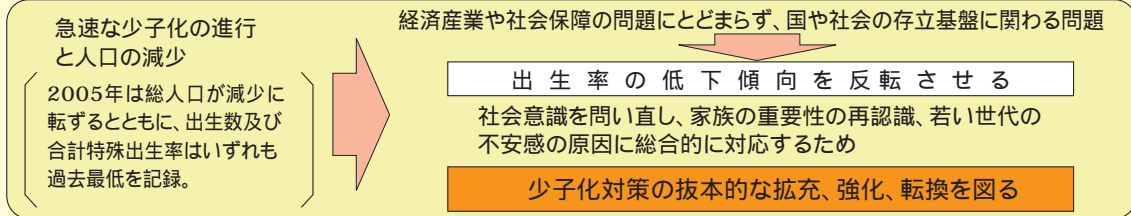
「新しい少子化対策」は、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、社会全体の意識改革と、子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げている（第1-2-4図参照）。

特に、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進を強調していること、親が働いているかいないにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという観点から、子育て支援策の強化を打ち出していること、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変わっていくことに着目し、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまで、子どもの成長に応じて、年齢進行ごとの4期に分けて子育て支援策を掲げていること、などが特徴的な点といえる。

「新しい少子化対策」を受けて、児童手当制度における乳幼児加算の創設（3歳未満児の児童に対する児童手当の月額を従来の5,000円から一律1万円に引き上げ）、生後4

か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施、育児休業給付率の引き上げ（育児休業の取得促進を図るため、育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%（うち、職場復帰後10%）から50%（同20%）に引き上げ）、放課後子どもプランの推進、企業が一定要件を満たす事業所内託児施設を設置した場合における税制上の優遇措置などが講じられた。

第1-2-4図 新しい少子化対策の概要



(1) 社会全体の意識改革

- ・ 子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任
- ・ 国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組む

(2) 子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の拡充

子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支えるすべての子育て家庭を支援するため地域における子育て支援策を強化(特に在宅育児、放課後対策)

仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を確保できるような男性を含めた働き方の改革

親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の推進

就学期における子どもの安全対策、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

新しい少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の支払い手続の改善
 妊娠中の健診費用軽減
 不妊治療の公的助成の拡大
 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
 産科医等の確保等産科医療システムの充実
 児童手当制度における乳幼児加算の創設
 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
 小児医療システムの充実
 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
 育児休業や短時間勤務の充実・普及
 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
 子どもの事故防止策の推進
 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等
 学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

若者の就労支援
 パートタイム労働者の均衡処遇の推進
 女性の継続就労・再就職支援
 企業の子育て支援の取組の推進
 長時間労働の是正等の働き方の見直し
 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

子育てを支援する税制等を検討
 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
 食育の推進
 家族用住宅、三世同居・近居の支援
 結婚相談等に関する認証制度の創設

国民運動の推進

(1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

「家族の日」や「家族の週間」の制定
 家族・地域のきずなに関する国、地方公共団体による行事の開催
 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

(2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及
 有害な情報の流通への注意と子どもにも有用な情報提供
 生命や家族の大切さについての理解の促進

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成18年将来推計人口において示された少子高齢化についての一層厳しい見通しや社会保障審議会の「人口構造の変化に関する特別部会」の議論の整理等を踏まえ、2007（平成19）年2月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）の策定方針が決定され、同会議の下に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（以下「重点戦略検討会議」という。）が設置された。

重点戦略検討会議は、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離に注目し（第1-2-5図参照）、国民の希望を実現するには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められた点が特徴であり、4つの分科会を設けて検討が進められ、2007年6月の中間報告を経て、同年12月にとりまとめられた。

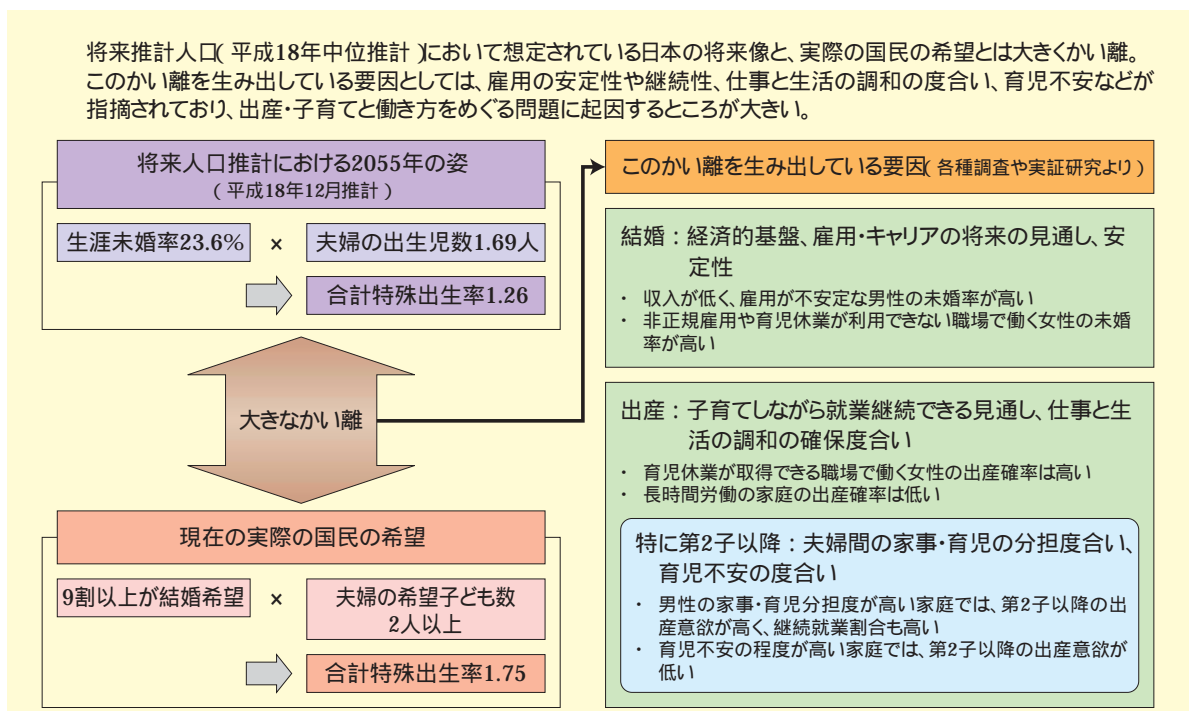
我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、

現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さく、家族政策を支える負担についての明確な国民的合意も形成されているとは言い難い状況であることなどが指摘されている（第1-2-6図、第1-2-7図参照）。

重点戦略においては、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされている（第1-2-8図参照）。また、少子化対策の推進の実効性を担保するために、「利用者の視点に立った点検・評価とその反映」が必要であること、次世代育成支援が十分に効果を発揮するために国民の理解と意識改革が必要であることも指摘されている。

第1-2-5図

結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離
～急速な少子化を招いている社会的な要因～

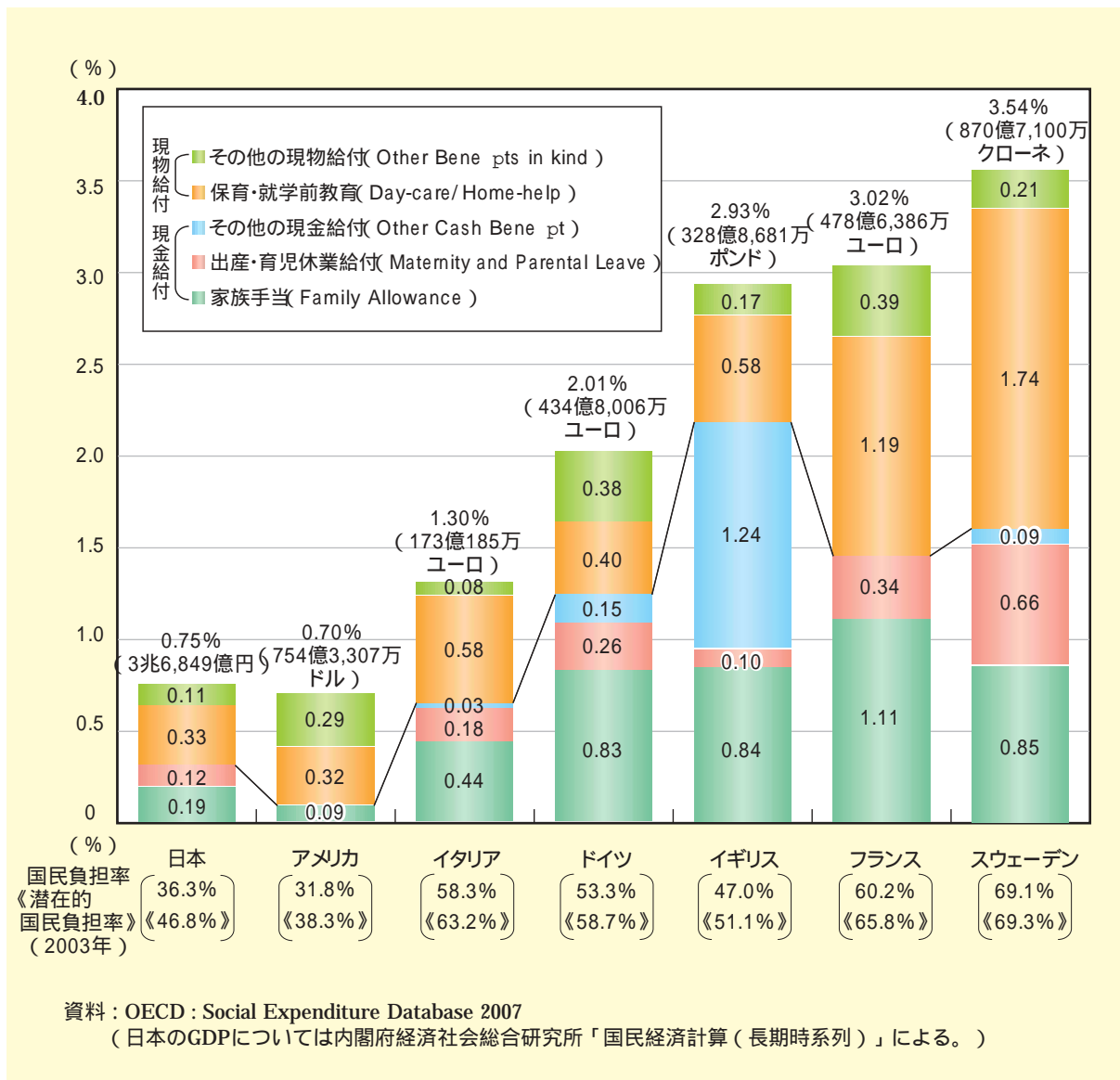


「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、2007年7月、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚、経済界や労働界、地方の代表者及び有識者で構成する「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、同年12月、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という。)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。)が決定された(第1部第3章参照)。憲章及び行動指針は、重点戦略に「車の両輪」

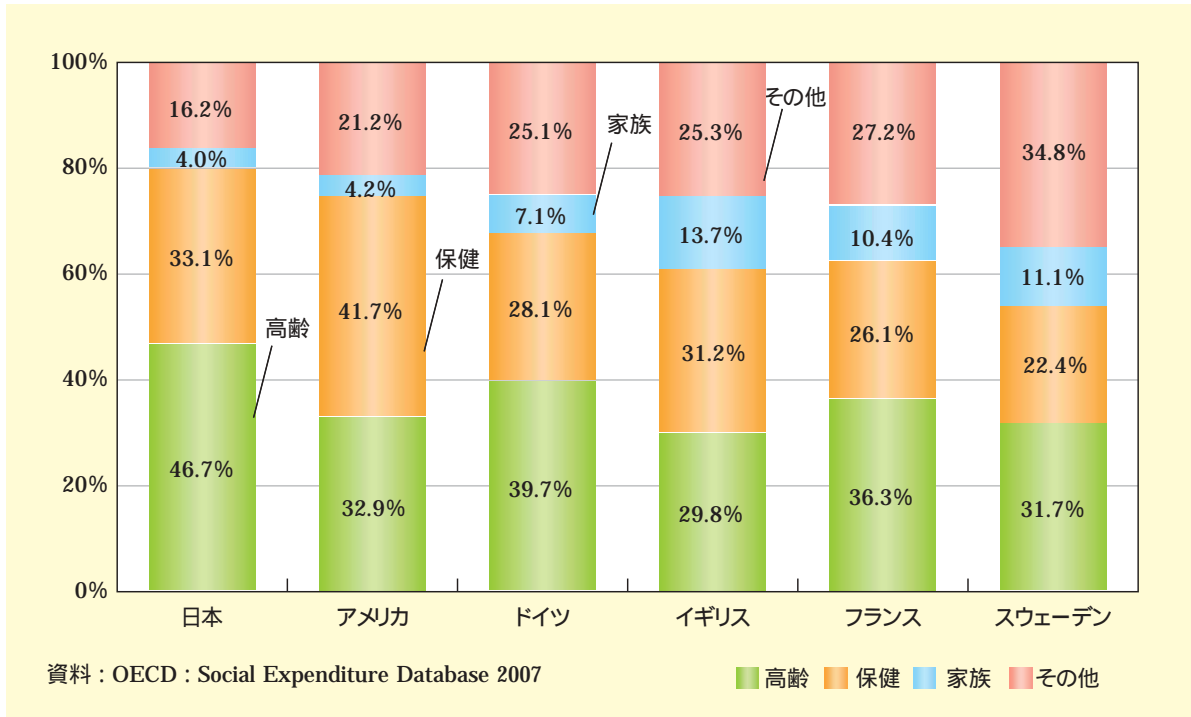
の一方として反映されている(第1-2-9図参照)。

「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」については、親の就労と子どもの育成の両立を支える支援、すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス、すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組、といった観点から効果的な財政投入が必要であるとされている。また、欧州諸国の経験に照らせば、とりわけ現物給付の充実を図り、女性をはじめ働く意欲を持

第1-2-6図 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)

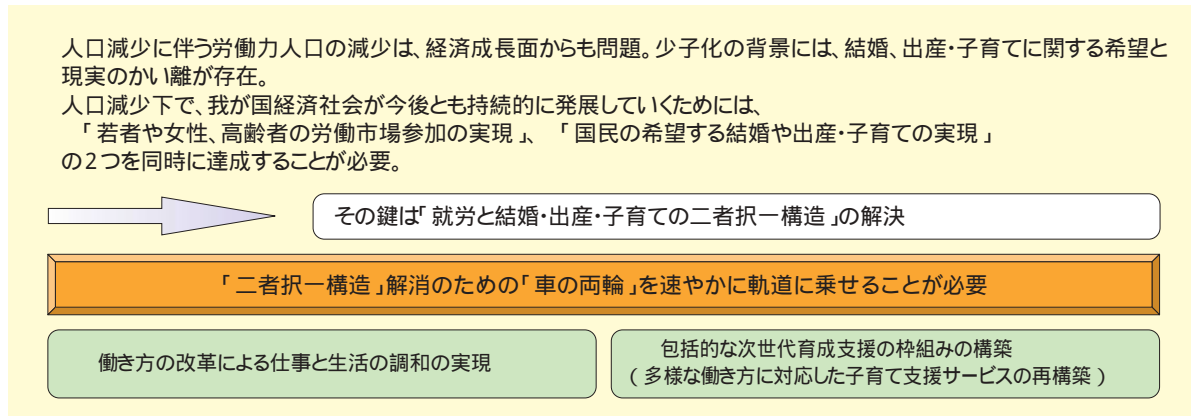


第1-2-7図 各国の社会保障給付費の構成比(2003年)



第2章

第1-2-8図 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略策定の視点



つすべての人の労働市場参加と国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にする社会的基盤を構築することが喫緊の課題とされている（第1-2-10図参照）。

また、重点戦略では、効果的な財政投入の必要性を「未来への投資」と位置付け、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えるための児童・家族関係の給付やサービ

スについて推計を行い、追加的に必要となる社会的なコストは1.5兆円～2.4兆円になるとしている（第1-2-11図参照）。

第1-2-9図 重点戦略策定の視点

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

意義・緊要性

【従来】働き方の見直しは個々の企業の取組に依存 一部が先進的に取り組み、社会的広がりが欠如
 【今般】経済界、労働界、地方のトップで協議、合意 社会全体を動かす大きな契機に

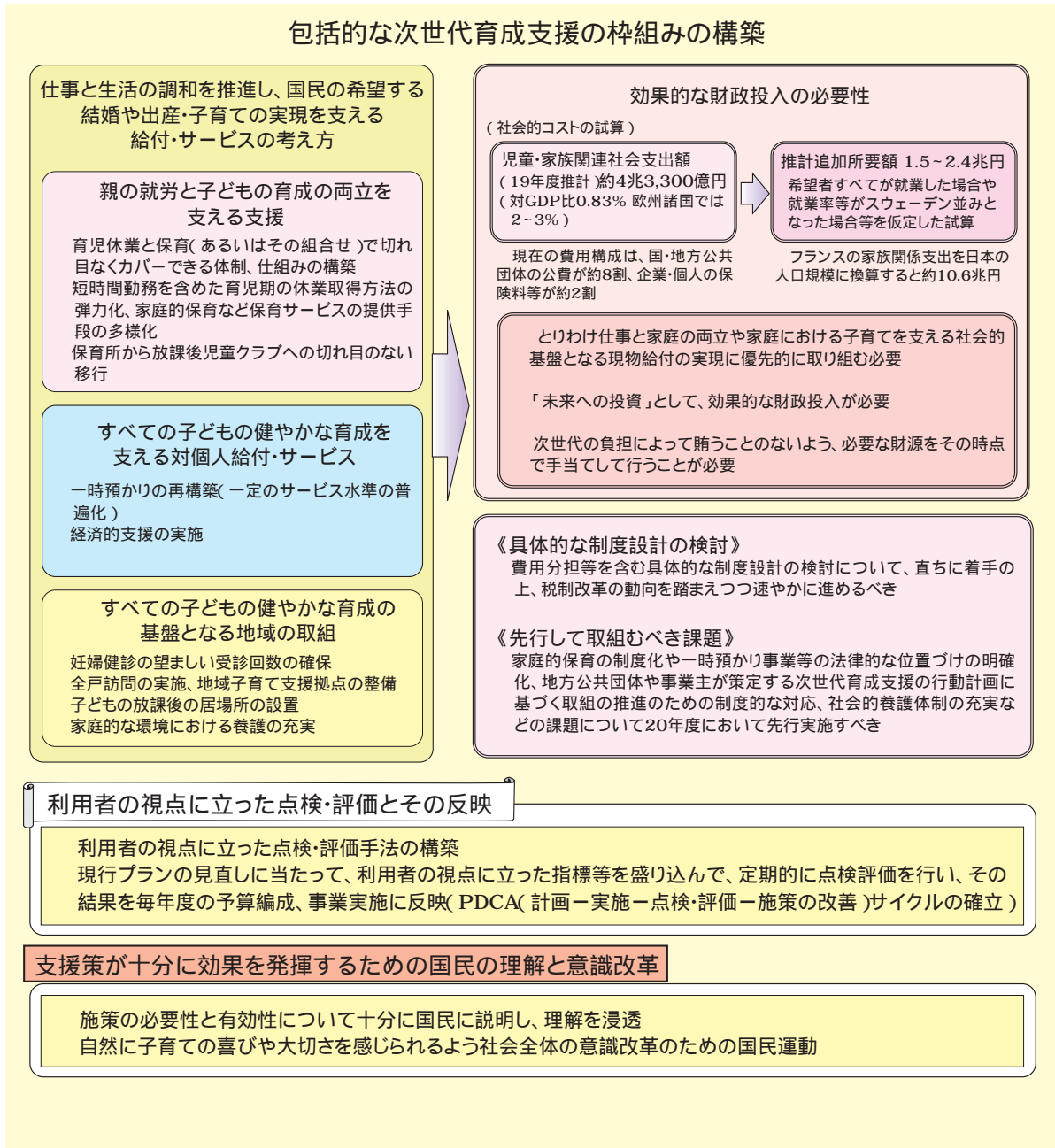
<p>【働き方の二極化等】 競争の激化、経済低迷や産業構造の変化 正社員以外が大幅に増加、正社員の労働時間の高止まり かつては専業主婦。現在は過半数が共働き世帯。 働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のまま 男女の固定的な役割分担意識が残存</p>	<p>【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】 正社員以外の働き方の増加 経済的に自立できない層 長時間労働 「心身の疲労」「家族の団らんを持たない層」 働き方の選択肢の制約 仕事と子育ての両立が困難</p>	<p>【少子化対策や労働力確保が社会全体の課題に】 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に 働き方の選択肢が限定。 女性、高齢者等の多様な人材を活かせない</p>	<p>個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能にする必要 働き方の見直し が、生産性の向上や競争力の強化に「明日への投資」</p>
--	--	---	---

「憲章」及び「行動指針」

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性の提示)
 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針)を策定

<p>仕事と生活の調和が実現した社会の姿</p> <p>国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労による経済的自立が可能な社会 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 多様な働き方・生き方が選択できる社会 	<p>各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定 (代表例) (いずれも 現状 10年後)</p> <table border="1"> <tr> <td>就業率(、にも関連)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><女性(25~44才)></td> <td>64.9% 69~72%</td> </tr> <tr> <td><高齢者(60~64才)></td> <td>52.6% 60~61%</td> </tr> <tr> <td>フリーターの数</td> <td>187万人 144.7万人以下</td> </tr> <tr> <td>週労働時間60時間以上の雇用者の割合</td> <td>10.8% 半減</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇取得率</td> <td>46.6% 完全取得</td> </tr> <tr> <td>第1子出産前後の女性の継続就業率</td> <td>38.0% 55%</td> </tr> <tr> <td>育児休業取得率</td> <td>(女性)72.3% 80%</td> </tr> <tr> <td>(男性)0.50% 10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男性の育児・家事関連時間(6歳未満児のいる家庭)</td> <td>60分/日 2.5時間/日</td> </tr> </table> <p>社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映</p>	就業率(、にも関連)		<女性(25~44才)>	64.9% 69~72%	<高齢者(60~64才)>	52.6% 60~61%	フリーターの数	187万人 144.7万人以下	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8% 半減	年次有給休暇取得率	46.6% 完全取得	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0% 55%	育児休業取得率	(女性)72.3% 80%	(男性)0.50% 10%		男性の育児・家事関連時間(6歳未満児のいる家庭)	60分/日 2.5時間/日	<p>関係者が果たすべき役割</p> <p>企業と働く者 協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む</p> <p>国・地方公共団体 国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開</p>
就業率(、にも関連)																						
<女性(25~44才)>	64.9% 69~72%																					
<高齢者(60~64才)>	52.6% 60~61%																					
フリーターの数	187万人 144.7万人以下																					
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8% 半減																					
年次有給休暇取得率	46.6% 完全取得																					
第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0% 55%																					
育児休業取得率	(女性)72.3% 80%																					
(男性)0.50% 10%																						
男性の育児・家事関連時間(6歳未満児のいる家庭)	60分/日 2.5時間/日																					

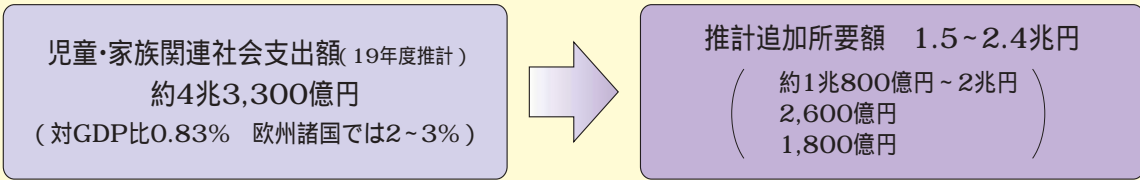
第1-2-10図 重点戦略策定の視点



第2章

第1-2-11 図

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える
給付・サービスの社会的なコストの推計



親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38% 55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31% 56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20% 38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% 60%)

すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・全市町村で生後4か月までの全戸訪問を実施
- ・全小学校区に面的に地域子育て支援拠点を整備
- ・全小学校区で放課後子ども教室を実施(「放課後子どもプラン」)

- 注1:「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- 2:これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- 3:児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- 4:これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関するコストを要する。
- 5:現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成18年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- 6:児童手当については、別途機械的に試算。

第1-2-12表 支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

		支 給 額			
		現行 [第1子、第2子 5,000円 3子以降 10,000円 3歳未満児一律 10,000円]	一律1万円	一律2万円	一律3万円
支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆500億円	1兆5,400億円 《+4,900億円》	3兆800億円 《+2兆300億円》	4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》
	中学校卒業まで	1兆2,700億円 《+2,200億円》	1兆9,300億円 《+8,800億円》	3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》	5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》

(参考 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆1,600億円 《+1,100億円》	1兆7,100億円 《+6,600億円》	3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》	5兆1,400億円 《+4兆900億円》
	中学校卒業まで	1兆4,000億円 《+3,500億円》	2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》	4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》	6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》

第2章

第2節 「待ったなし」の少子化対策の推進

1 | 少子化対策をめぐる最近の議論

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～

2008(平成20)年7月、政府は、「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生き育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」など、国民の「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな社会保障の方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくために求められている5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめた。

5つの課題のうちの1つの柱⁴である『未

来を担う「子どもたち」を守り育てる社会』では、国民の結婚・出産・子育てについての「希望」と「現実」とのかい離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するための「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」について、第1-2-13図のような施策が盛り込まれている。

4 他の4つの課題は、『高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会』、『健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会』、『派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会』、『厚生労働行政に対する信頼の回復』となっている。